

平成29年度「京都市客引き行為等対策審議会」 摘録

1 日時

平成30年1月30日（火） 午前10時～正午

2 場所

消費生活総合センター 研修室

（京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階）

3 出席者（五十音順，敬省略）

市民公募委員 市原 歩実

一級建築士事務所スーク創生事務所代表 大島 祥子

摂南大学経済学部教授 後藤 和子

同志社大学法学部教授 佐伯 彰洋

弁護士（京都はるか法律事務所） 辻 孝司

市民公募委員 西田 将也

4 議事内容

（開会）

吉田文化市民局長

常日頃は、世界一安心安全なまちを目指す取組に御理解いただきましてありがとうございます。京都市の客引き行為等対策につきましては、皆様方の御意見、地元の商店会や自治会の方の御協力をいただきながら、平成27年に条例を施行し、同年7月に祇園・河原町区域、平成29年2月に東洞院錦小路周辺区域、京都駅北側周辺区域、さらに同年8月には、京都市で初めてとなります私有地を対象として、市内第一号で、京都タワービルの敷地を禁止区域に指定しました。特に京都タワービルの敷地の指定の際には、マスコミにも大きく取り上げていただき、周知もさせていただけたと思っております。これまでの商店会や自治会の皆様の取組と我々の取組が相まって、客引き行為者数の件数そのものは減っております。件数が減ったことについては、例えば文書指導ということで申しますと平成27年度では42件、平成28年度で70件、平成29年度では途中ですが、約70から80件となっております。年々指導を重ねておりまして、しっかり指導することで客引き行為そのものが減っているのかなと思っております。また、公表について申しますと、平成28年度に2件、平成29年度の今日現在で5件となっております。客引き行為は許さないということで、積み重ねの指導を行う中で、件数そのものが減ってきているのかなと思っております。ただ、手を替え、品を替えということで、やはり悪質な客引きはまだ残っております。また、深夜の時間帯でのスカウト行為が目に見えがあるので、しっかり取り締まって欲しいという御意見も頂いております。世界一安心安全なまち京都を目指すうえで、しっかりとこの対策に取り組んでまい

りたいと思いますので、皆様日頃感じておられること、こうしたらいいのではないかと
いう御提案も含めまして、きたんのない意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお
願いいたします。

(配布資料確認)

(委員紹介)

(定足数の確認)

(会長・副会長の互選)

(議事)

佐伯会長

それでは、議事進行について、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日の全体の流れでございますが、次第にございますように、議題4の(1)において、
現状の「客引き行為対策の取組状況について」、(2)の「他の地方公共団体の取組状況に
ついて」、(3)の「私有地に係る客引き行為等禁止区域の指定について」事務局から説明
いただきます。そのうえで、本日の主な論点となります(3)の「私有地に係る客引き行為
等禁止区域の指定」について審議に移ってまいりたいと考えております。

(客引き行為対策の取組状況について)

佐伯会長

それでは、早速ではございますが、議題4の(1)の客引き行為等対策の取組状況につい
て事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(資料3に基づき説明)

佐伯会長

ただ今の御説明では、市の取組経過と指導等の状況、さらに周知啓発の取組状況等
について説明がございました。

それでは、以上について何か御質問などがありましたら、よろしくお願いいたします。

佐伯会長

大学に対しての周知啓発は大変いいことをしていただいていると思っております。客
引きは、成功報酬で儲かるとあって魅力のあるアルバイトとなっていますが、我々大学
教員としてもこれは違法な行為ということは言わないといけないと思いますが、京都市

からも働きかけをしていただいていることは大変感謝しています。

西田委員

今後の学生に対する取組についてですが、私は元々学生防犯ボランティアのロックモンキーズに在籍しておりました。基本的には防犯の取組ということで、置引きや自転車盗難を中心に啓発活動していましたが、今回大学生が客引きに従事しているという実態もあるので、今後京都府警察の防犯ボランティアになりますが、京都市内で活動している者も多いですし、そういう活動に興味を持って活動している学生が多いので、学生から学生に訴えかけていくような形の取組を増やしていけばよいのではないかと思います。今回、佛教大学の学生が周知啓発のための漫画チラシを作っているということもお聞きしましたので、学生から学生へというような、学生を使った活動も一つかなと思いますので、御検討いただければと思います。

（他の地方公共団体の取組状況について）

佐伯会長

それでは、引き続き、議題４の(2)の他の地方公共団体の取組状況につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局

（資料５に基づき説明）

佐伯会長

ただいまの説明では、全国の客引き禁止条例制定状況と新宿区と大阪市での取組状況について説明がございました。

それでは、以上について何か御質問などがありましたら、よろしくお願いいたします。

大島委員

先程の話に戻りますが、例えば資料５－２で、東京の中には「客引きは１００％ポッタクリです。」と書かれた看板もあるとのことですが、これはお客さん向けにアピールしているのが分かります。でも一方で、京都市では客引き禁止ということで、キャッチ側に対して訴えているものが多いと思うのです。客引きの中には、大学生が多いという結構ショッキングなことだと思いますが、彼らの中には、そんなに悪気はなく、割のいいアルバイトだと軽い気持ちでやっている人もいると思うのです。だから禁止という言葉で書かれると、禁止を乗り越えてやるから割がいいのだというふうな変な誤解を与

えるかもしれないので、あなたはお客さんにとっても悪いことやっているのですよとかあなたがやっていることで悲しんだり、損をするお客さんがいるのですよということをダイレクトに訴える方が良いのではないかと思います。それで、手持ち看板も「客引きは100%ぼったくりです。」とか「客引きについていったらあかんで。」とかお客さんを対象にダイレクトに言う方が訴える訴求力があり、効果があるのかなと思いました。

佐伯会長

大変貴重な御意見でした。確かにその方が効果があるものになるのかなと思いますので、事務局で御検討いただければと思います。

(私有地に係る客引き行為等禁止区域について)

佐伯会長

それでは、引き続き、議題4の(3)の私有地に係る客引き行為等禁止区域について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(資料6、7に基づき説明)

佐伯会長

ただいまの説明で、昨年度の審議会答申から禁止区域の指定要件及び指定方法等について説明いただいた後、昨年8月に禁止区域に指定された京都タワービルの敷地についての説明がございました。

なお、事務局から今後も私有地に係る禁止区域の指定について検討しているとの説明があり、具体的に5件の私有地の取り扱いについて意見を頂きたいとのことです。

それでは、審議に入る前に、事務局から、5件の私有地の状況について説明をいただいた後、審議に入りたいと思います。

それでは、事務局から説明よろしくお願いします。

事務局

(資料8に基づき説明)

佐伯会長

5件の私有地について、今後禁止区域に指定するのであれば、具体的にどの範囲を指定すればよいか意見を聞きたいとの説明がございました。

それでは、以上について御審議いただきたいと思います。

大島委員

ケースごとに違うと思いますが、客引き行為者はビルに入っているテナントの者なのか、あるいはそうでない者がやってきて、いわば客泥棒みたいなことをしているのか、どういう状況でしょうか。

事務局

ビルにテナントを有する店で、他のすぐ近くの場所に系列店舗を持っており、その店舗と客をやりとりしている業者が非常にたくさんあります。

この店舗しかなくて、この店舗の客になってくださいという店も一部ありますが、ほとんどは多くの店舗のメニューカードを持って、店舗の中とそれぞれやりとりをして、あと何人入りますという形で、客を回しあっている状況です。

大島委員

そういう意味では、お店同士のマナーは一応あるのでしょうか。他の店の客は取らないとか。もし自分の店にきた客を取っているのであれば、テナントからオーナーに禁止を要望してもらうとか、そういう方法もあると思うのですが。

事務局

テナントがテナント同士で客の取り合いでトラブルになって、ビルのオーナー、管理会社がお困りになっているという状況でございます。

大島委員

そうであれば、オーナーもテナントが退去すると困るので、テナントからの要望は強く響くわけですね。あと、客引き行為者のいる現場に客引きやぼったくりの啓発ポスター等を貼ってもらったらよいのかなと思います。

後藤委員

アルバイトの学生が店長に頼まれて、客引きで客を連れて来たという場合にも、客の料金に客引きをした歩合が上乗せされているのか、それとも仲介業者の者が客引きしている場合にのみ、紹介料として客の料金に上乗せされているのか、客にはどういう不利益があるのでしょうか。

事務局

客引き専門業者というのがありまして、集客行為をその専門業者に委託するといったことが大変増えております。従来であれば、店で客が少なくて従業員が空いているときに、外に出て客を連れておいでと言われて、というようなケースが多かったのですが、条例ができて、違反になるということから、集客行為を請け負うという形で、客引きを専門に行う業者があります。

専門業者と契約を結ぶ店舗は、当然委託する費用が発生しますので、客引き行為をする大学生が多いと言いましたが、そういった客引きをする行為者は当然リスクがあり、手取りがかなり高額になっております。客を引いて、その客が支払う代金の15%から20%が完全歩合制で報酬となっております。例えば、4～5人の客が2万円といった料金を店に支払われるとその15%～20%が入ってまいりまして、それが1日に何組かありますので、大学生が毎月の手取りで30万円もらっていても不思議ではないような状況になっています。

それが全部お客さんの支払代金に入りますので、そういう形で客の代金が上乗せされているという形でございます。

後藤委員

仲介業者が入った場合は当然そうなると思いますが、啓発チラシのように店長に言われて知らないでアルバイトをしている子のようなケースでは、客の料金に上乗せはされないのですか。

事務局

立入調査で確認すると、店舗によって様々でございまして、客引きで客を連れてくると、そのキャッチの成功報酬を払う店と、全く支払わない店というのがあります。ただ、ホールなどの店内だけの従業員と客引きの従業員もどちらも大学生である場合が多いのですが、報酬が明らかに変わってきますので、ホールの従業員は時給850円などで働き、客引きの者は毎月30万円などの給料をもらうと、非常に不公平が生じますので、どちらかという、客引きをするとそれに対する報酬を払うという店が多くなってきております。

後藤委員

そうすると、客が払っている料金に上乗せされているかどうかは分からないということですか。つまり、私はこの資料5-2の写真の「客引きは100%ぼったくりです。」とはどういうことなのかなと思っているのです。客もそれを知っていたら客引きについ

ていけないですよ。誘われた客が自分の払う料金に全部上乗せされていると分かっていたら、損をするので、絶対ついて行かないですよ。

事務局

そうですね。この写真のように100%ぼったくりかということそれは少し誇張があるかなと思います。当然客引きしない多くの店は広告代理店やインターネットで、多額の料金を支払っており、その代金は当然客の代金に入ってきます。集客方法に広告代理店を使うか、大学生に客引きさせるかの方法の違いはありますが、どちらも客の支払う代金に入りますし、客引きが100%ぼったくりかということそれは違う話だと思います。ただ、客引きに代金を払って営業している店は客引きに頼った営業をしているので、どうしてもリスクを背負わす分、歩高が高くなり客に上乗せする代金が高くなるというのは、現場で指導等を行う私達の実感です。

大島委員

店主は客引きがよくないと100%知っているということを大前提で、客引きをやっている店舗はそれなりに悪意を持ってやっているということなのでしょうか。

事務局

はい。キャッチも含めて、客引きが禁止されていることは、重々分かっています。

大島委員

大学生でいうと、部活などで組織だつてやっているということもお聞きしましたが、場合によっては、本当はやりたくないが、やらなければ和を乱すのではと思い行為に及んでいる人もいないのではないかと思いますのですが、例えばそういう人たちが困りごと相談できる窓口はあるのでしょうか。

事務局

当課には、客引き行為等対策指導員がおり、毎日巡回を行い、客引き行為者に対する指導等を行っています。そういった指導等を行っていても、客引き行為を繰り返し、氏名の公表にまで至りますと、大学生ですと就職活動などに響いてくるおそれも考えられます。指導員は、行為者に対して、そういったリスクを文書指導時だけでなく、客引きせずに路上でただ立っているときにでも、声掛けしてやめさせる努力を続けており、こういったことが実質的な駆け込み寺になっている側面もあるのかなと思います。

大島委員

いわゆるホットライン的なものがあったてもいいのかなと思ったのです。行為者がどういう気持ちで客引きをしているのかは分かりませんが、行為者の中には、悪いと思ってもやらざるを得ない人もいるのではないかなと思うからです。

資料8に戻りますが、物理的状況が違うので多分それぞれだと思うのですが、ビル1については、階段を昇って行く段階では既に客がこのビルの中の店に行こうと決めているので、客引きを禁止する対象ではないと思うのですが、例えば歩道から何メートル以内とか物理的な指定をすることでエリアを分けるとよいのかなと思いました。

ビル4の看板が目立つコーナーですが、先日通った際に、看板が内側に移動されていて、人が立ちにくくなるような工夫がしてあったので、オーナーも客引きされることにお困りなのかなと思いましたので、そういうところについてはもれなくカバーできるように3～4メートルという範囲であれば、個人的には効果があるのかなと思いました。

佐伯会長

ビル1の私有地の指定となると、階段のところまで指定することになりますかね。

事務局

実際に客引き行為を行っている場所で必要最小限度の規制という考えでいくのであれば、実際に客引き行為をしている場所も階段の下までなので、そのあたりになるのではないかと考えております。

佐伯会長

実際には何メートルという範囲の指定をする形になりますよね。

事務局

そうなるのではないかと思います。

佐伯会長

先程、大島委員がホットラインについておっしゃっておられましたが、ここに通報すると事情を聞いてくれるという窓口があったてもいいかなと思いました。学生はお金がなくて、アルバイトをせざるを得ない状況があって、その店があまり儲かっていないから、店長から「客引してきて」と言われた時に、「嫌です」とかは言いにくいので、そういう通報窓口があればいいのかなと思いました。どこかにそういった連絡先の記載があればよいのかなと思いました。

事務局

啓発チラシ等にも当課の連絡先は取り上げており、巡回する指導員だけでなく、職員も含め、相談があれば当課で十分対応させていただきたいと思います。また、大学に問合せがあれば、当課へ相談いただくことになっております。

大島委員

おそらく連絡先の書き方の問題もあると思います。連絡先があるのは確かですが、大学生がどうしたらいいのだろうと思ったときに、多分「連絡先」とあるところには電話を掛けないと思うのです。例えば、「客引きを無理強いされて困ったときは」などの書き方がいいのかなと思いました。

事務局

大学生への周知については、客引き行為に遭わないように、また、客引き行為をしないようにという形で周知していきたいと思っているのですが、こういうチラシを配って、大学生にどう周知すると効果的かという御意見を頂ければと思います。

現在、各大学に対して客引き行為は禁止されているということを大学生に周知いただくよう働き掛けを行っているところですが、他にも効果的な周知方法があるのではないかと思います。大島委員のおっしゃるように、連絡先の見せ方やどう周知すれば効果的かということもあろうかと思います。

京都は大学のまちですが、例えば春のオリエンテーションでは客引きだけではなく他にも多くの情報を大学が学生に提供されますので、こういうところで情報を提供するのは難しいのかなと思います。委員の皆様の中には、現役大学生の方やロックモンキーズで活動されていた方もおられますし、大学で指導いただいている先生もおられます。例えばこういう視点でいくと、一人一人に周知しやすいのではないかという御意見がございましたら、今後の参考にさせていただきたいと思います。

市原委員

啓発チラシ等は大学にも貼ってありますが、連絡先は注意して見ないと分からないということが実情なのかなと思います。また、チラシに連絡先の記載はあっても、京都市の文字があると、なかなか電話しづらいと思います。身近な教員など信頼できる人であれば、相談しやすいのですが、わざわざチラシの連絡先に相談するのは難しいのではないかと思います。

佐伯会長

事務局もおっしゃってましたが、大学ではオリエンテーションを行っており、その際、学生に対して様々な説明を行います。しかし、時間の都合もあり、その場ではキャッチセールスに気をつけてとか、被害者にならないようにといった内容が大半となり、違反行為はしないようにというような説明は行っていないのが現状です。そこは、大学の学生課に働き掛けをしていただく必要があるのかなと思います。キャッチセールスなどは消費生活センターにも相談できるのですが、大学側が学生に対して説明していることは、まず大学に相談してほしいという内容になります。まずは大学に相談して欲しいということが学生課にはありますので、そういったところへの働き掛けというのが一つあると思います。

後藤委員

今の大学は割と学生に親切になってきていて、摂南大学経済学部だと一年生を対象に、プレゼミというものをやっております。大学の手引きの中では、薬物やアルコールなども書いてあるので、その中にアルバイトという項目を作って、どういうアルバイトが違法になるのかという形にすると、一人一人に伝わりやすいのかなと思います。各大学で違うと思いますが、必ず一年生にはプレゼミをやっていると思いますので、客引きも含めた違法なアルバイトという形で入れてもらおうと良いのかなと思います。

事務局

条例違反の客引きというのは、なかなか公に募集できる職種ではなく、個人のグループの中で、身近なところでだんだんと広がるので、むしろ特定の大学の中で、その周りで広がっていくということが、個別の大学に働き掛けを行っている一つの背景になります。我々も、大学生対策は非常に大切だと考えており、様々な啓発チラシ等も配布していますが、どこまで届いているのか若干不安を感じている部分もあります。各委員から御提案いただいたとおり、まず一つは学生から学生への働き掛け、大学に対するアプローチについても、表現の仕方なども含め、頂いた御意見を踏まえながら、できるだけ多面的に学生に届くような形で進めていきたいと考えております。また、困りごと相談については、特定の一箇所ということではないと思いますので、大学も含めて相談いただけることができるような、できるだけ幅広く受け止めていただけるような取組を今後考えてまいりたいと思います。

また、話は少し元に戻りますが、昨年8月に京都タワービルの敷地を禁止区域に指定させていただきました。私有地の前提としては、以前の審議会でも頂いた答申を踏まえた形でどこまで私有地が含まれるのかが課題となります。まずは指定した禁止区域に接す

る私有地であり、その次の部分としては、不特定かつ多数の方が通行の用に供している公共性の高い私有地ということになります。京都タワービルの敷地については、周囲は公道が囲っており、公道と一体利用ができるといった状況でしたので、答申を踏まえて、指定させていただいたということになります。そういったことから言いますと、今回の私有地が周りの公道と一体利用できていると必ずしも言える状況ではないものもあると思いますので、前回の答申と照らし合わせた場合、どこまでが対象となるのかなという部分について御意見をいただきたいと思います。

客引きについては様々な態様がありますが、従業員が表に出て、不特定多数の方にチラシやティッシュを配るという行為については、条例の中でも正当な営業活動として容認しております。問題になってくるのは、個別に働き掛けるといった部分であり、実態面として、客が入りにくい場所の店舗が、人通りの多い場所に客引きを立たせているという部分が問題なのかなと思います。そういった客引きが集まる場所が区域内にいくつかあるのかなと認識しております。お願いしたいのは審議会の答申を照らし合わせた場合、私有地の範囲をどこまで指定させていただけるのか。一定の区域を越えて、メニューやショーケースを見ることが不特定多数と言えるのかなという疑問もございましたので、御意見をいただければと思います。

佐伯会長

昨年の答申により、私有地の取扱いについては、指定する禁止区域に接する私有地のうち、不特定かつ多数の者の通行の用に供している公共性の高い私有地において、当該土地を禁止区域に指定することについて、その土地及びその土地を敷地とする建物の所有者・管理者等の全員の同意が得られた場合は、引き続き、本審議会への諮問は要さず、同意を得た段階で順次禁止区域に加えるものとする規定しております。

この答申内容を踏まえた上で、これまでの御意見をまとめますと、5件の私有地の指定の範囲については、不特定かつ多数の者の通行の用に供している公共性の高い私有地で、他の店舗に客引きを行おうとする客引き行為者が現に存在している範囲になるかと思いますが、いかがでしょうか。

大島委員

例えば、メートルで示すのはいかがでしょうか。ビル2でいうと、奥にはエレベーターがあり、明らかに3店舗は入っていると思いますが、その奥までが対象範囲になるのかというと、その部分はおそらく不特定多数とは言えないと思うのです。ビル3についても複数の飲食店が入っていますが、奥の方まで入った人については、不特定多数ではないように思いますので、ワンフロア全部を指定範囲にすると、少し行き過ぎのような気

もします。

佐伯会長

何メートルという形で指定すると、客引きがずっと客について行ってしまい、その範囲以外のところでは指導ができないということにならないでしょうか。

ですから、抽象的な指定の範囲でないと指定がしにくいのではないかという気はします。

西田委員

大阪市では、指導できるのは店舗から何メートルの範囲ということであつたと思いますが、その範囲を超えて客引きしているという事例はありましたか。

事務局

大阪市の条例では、各店舗から1メートルの範囲は路上に出てもこれは条例違反にはなりませんよという1メートル・ルールがあり、客引きは店前に立って、客引き行為を行っている状況です。この1メートル・ルールですが、厳密に1メートルを測ってそれを超えてるから指導するということは事実上行っておりません。不利益処分を行いますので、どうしても店舗側の有利に、厳密に1メートルというところではないのかなと思います。

後藤委員

私が客引きをよく見るのはビル1で、階段ぎりぎりのところでやっています。他のところで目撃しているところを教えてください。

事務局

ビル1はおっしゃるとおり、階段のすぐ際で客待ちし、歩道を歩くお客に声をかけて興味を示せば近づいていってといった状況です。ビル2は店の壁面に6店舗ほど看板がありますが、その看板のあたりから歩道までの間に立って客引き行為を行っているという状況です。ビル3は、下の段の写真の看板の手前くらいに立って、声をかけるといった状況です。ビル4は、床面の白い部分全面を使って客引きを行っている状況です。ビル5は、下のフロアガイドから歩道に至るまでの数メートルで客引き行為を行っている状況となります。

辻副会長

私有地の指定をどの範囲までにするかということで、現在実際に客引き行為が行われているような場所を基準とすることは、合理的であるし、公共の福祉は必要最小限でなければならないと思うので、現に客引き行為があるというところと、不特定かつ多数の者の通行の用に供している公共性の高い私有地という要件はそれなりに厳格に考えなければならないんだらうという風に思います。最終的にこれを仮に指定するということになった場合には、京都タワービルの資料7-1がありますが、この場合にはどこを指定するのかといった場合に、資料7-2のような図面のような形で最終的に決めなければならないと思いますので、「客引きがいるところ」という抽象的な表現で資料7-1のようなものを指定することは出来ないのかなと思いますので、最終的には、大島委員がおっしゃったような何メートルといったところで、今客引きをしている場所を基準として、それぞれの建物の実情に応じてここまでということを物理的に、最終的に測って何メートルと書かなければならないんだらうと思います。最終的には、図面に落とし込めるような形で指定せざると得ないのかなと思います。

先ほど客引きがどの辺りでやっているということをは把握しておられるということで、御説明がありましたので、そのあたりをベースとしてその土地とか建物の所有者の方と話し合ったうえで、この辺までというところで、どこかでやはり線を引いていかざるをえないのかなと考えております。

佐伯会長

禁止区域の範囲は図面に落とすということですね。

西田委員

厳密にメートルで示すのは難しいということであれば、例えば、犬走り軒下部分などで示す形になるのかなと思います。

そうでないと、今後ビルの指定が増える可能性がある場合、個別に測らなければならないということと、それを一般的に当てはめたときに、どういう表現の仕方をするのかというときに難しい問題になってくるのかなと思います。

佐伯会長

これまでの禁止区域の指定は通りで行っており、何メートルということは、決められておりません。禁止区域の指定は告示という形で、皆様にお示しすることになるので、微妙なところで禁止区域が止まっていたら、これ何メートルなんだということは問題になりますので、そこはしっかりと示さなければならないと思います。私有地であれば、

明確にここからここまでというのは示す必要があると思います。

事務局

告示については、文書で行いますが、最終的には図面の公開となるので、所有者・管理者の了解をいただければ、図面のこの部分を禁止区域にさせていただくということになると思います。京都タワービルの敷地を指定した際には、私有地内に標示も行い、市民への周知もさせていただいております。

ビル1の階段の下部分やビル4の敷地については、公道に接しており、不特定多数の通行の用に供する部分と言えるのかなと思います。問題なのは、奥行きがある部分ですが、指定の範囲を考えるうえで、「客引き行為が行われているというのが着目点としてあるのではないか」というお話をいただいていると認識しておりますので、その点で御審議を進めさせていただければと思います。

佐伯会長

私有地の指定については、審議会の諮問は必要ないことになっておりますので、事務局でしていただくことになるとと思いますが、指定については、今回で同意が得られたということによろしいでしょうか。

事務局

今回は、私有地の指定の考え方を我々の中で整理させていただきたいということで、審議いただいております。冒頭で申しましたとおり、ビルの中には、不特定多数の方が自由に通行できると言い切れない部分がございますし、そういった部分まで指定するというのがよいのかどうかということに関して御意見を頂ければと思っております。

当初の審議会の答申では、要件を満たしていれば、審議会の答申を要さず、指定できることになっておりますが、もし疑義がありましたら、個別にご議論いただくことになろうかと思います。

まずは審議会の答申を要さない形での、私有地の指定要件について、御意見をいただきたいということでございます。

佐伯会長

それでよろしいですね。

大島委員

行為者ということで大学生がクローズアップされていましたが、風俗を対象としたプ

ロという人もいるわけですね。地元の方が困っているというのは、学生客引きではなくて、プロの方だと思うのです。風俗を対象としたプロの客引き等に対して、客引き条例の効果について疑問を持っている人たちもおられますが、そういった客引き等に対する特別な対応はしているのでしょうか。プロに対しては指導員ではなく現役の警察が出てくるとか、こういった対応をしているのか教えていただいてよろしいでしょうか。

事務局

風俗・性風俗に関するキャバクラ・ガールズバー等の客引きは木屋町三条から四条にかけて多くなっており、大島委員がおっしゃるように地元の方からはキャバクラの客引きがなんとかならないかというお声をたくさん伺います。風俗・性風俗の客引き行為については、当然ながら京都市の条例対象になるので、違反行為を現認すれば指導等を行っていますが、別に京都府迷惑行為防止条例等の違反行為にもなります。

また、風俗・性風俗の従業員になるようスカウトする行為等も京都府迷惑行為防止条例等で違反となり、警察で取締りができます。京都市の条例はスカウト行為も指導対象となりますが、警察が取締りできない居酒屋やカラオケ等の客引き行為をなくすために制定した条例ですので、委員がおっしゃった風俗・性風俗のキャバクラなどの客引き等に関しては警察の取締りが主になってくるのかなと考えております。警察もちろん取締りを行っていますが、私服で回っておりますので、一般の市民の方にはなかなか見えにくいのだと思います。警察が逮捕すると当然罰金も前科もつくことになり、同じ行為でも京都市の条例よりも重い処分がなされます。そういう事情がありますので、行為を現認すれば京都市も文書指導等を行います。警察の捜査を優先する必要も出てくるかと思えます。また、警察は何日も時間をかけて捜査しているときもありますので、居酒屋の客引きにするように京都市の指導員が頻繁に声を掛けると、捜査の邪魔をしてしまうというもありますので、その辺は警察と情報交換しながら連携してやっているところでございます。

大島委員

夜間パトロール等で地域の方も頑張っているのですが、是非連携しながら警察にも伝えていただければと思います。

事務局

最後に、実態調査結果の御説明をさせていただきます。

(資料4に基づき説明)

佐伯会長

最後に、市原委員は私の大学のゼミ生となりますが、今年の夏に早稲田大学とディベート大会を行っておりますが、今年のテーマは客引き条例が憲法違反かどうかという内容でした。市原委員からどのような内容であったか、説明いただければと思います。

市原委員

(ディベート大会での討論内容について説明)

佐伯会長

ありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

事務局

佐伯会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様も貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、文化市民局くらし安全推進部長の土井から一言御礼を申し上げます。

土井くらし安全推進部長

本日は様々な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。頂いた御意見はしっかりと認識して、条例を推進してまいりたいと思います。これまでも周知啓発活動は行ってまいりましたが、今後も一層、地域全体で客引きは許さないという風土を作っていかなければならないと思います。その中で一つは地域の方と京都府警察も交えて、定期的なパトロールをさせていただいておりますが、指導員が指導する際にも、こういった地域からのバックアップもあり、大変心強く感じております。もう一つは、実際に活動に関わっていない地域の方で、例えば客引きを行う店舗が入っているビルの所有者の方々についても、しっかりと御理解いただきまして、私有地の禁止区域の指定等も進めてまいりたいと思います。そういう取組の中でビルのオーナーや所有者の方に対しても客引きを許しては駄目なんだという意識を持っていただく。それと店舗を利用する利用者の方が簡単に客引きの店を利用されますと根本的な解決につながりませんので、しっかりと啓発を行ってまいりたいと思いますし、本日頂いた議論を踏まえましてしっかりと取組を進めてまいりたいと思います。冒頭、佐伯会長から客引きゼロを目指して欲しいとの御挨拶がございましたので、我々としても地域の方や京都府警察と連携しながら、しっかりと取組を進めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。